

平成30年度第2回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月10日(木) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町役場2階 第1・2会議室

3. 出席委員(14人)

会 長	1 番	小 林	功				
会長職務代理者	1 4 番	中 澤	一 博				
委 員	2 番	小宮山	晃 次	3 番	春 摘	要	
	4 番	小 川	啓 介	5 番	葉 狩	健 一	
	6 番	福 安	健	7 番	國 岡	美保子	
	8 番	池 本	英 夫	9 番	植 木	克 茂	
	1 0 番	藤 原	康 生	1 1 番	寺 坂	富 雄	
	1 2 番	竹 下	るみ子	1 3 番	山 中	眞 守	

4. 欠席委員 な し

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

1 5 番	前 川	義 憲	1 6 番	草 刈	章 博
1 7 番	平 尾	晴 次	1 8 番	西 沖	和 己

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 非農地等現況証明願の決定について

議案第2号 農地の嵩上げ等事業の承認について

議案第3号 農業振興域整備計画変更の意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の意見決定について

議案第5号 地籍調査に伴う農地の地目認定について

議案第6号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第7号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

第3 報告第1号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米 本 勝 彦 書 記 安 道 千 景

8. 会議の概要

(午後2時00分 開会)

事務局長 ただ今から平成30年度第2回農業委員会総会を開会いたします。
本日は14名の委員に対し全員の出席でありますので、総会は成立しております。

それでは、挨拶および議事進行について、小林会長よろしく申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。開会に先立ち、皆さんで農業委員会憲章をご唱和いただいたところでございますが、やはり基本はそこではなかろうかと思っております。

さて、30年度の第1回会長・事務局長会議が4月27日に松崎の水明荘で開催されました。その中で、報告案件としては中間管理事業の実態。実例ですね、これについてのお話もあり、また、その中間見直しの状況。あるいは30年度の農業委員会会長大会が5月30日に開催される件も報告があったわけでございます。

やはり我々、組織の中におきましては、農地利用の最適化の取り組み。先程来の委員会憲章にもうたってあることですが、それからもう一点、以前、農地白書ということで、19市町村ごとにずーっと出してこられた訳ですが、途中、川上会長がお辞めになった以降、その年度からちょっと止まっておることがございますけれども、今後、農地白書というものを、一応それぞれの市町村で作って、その内容を検証しながら、それぞれの地域ちいきに合った農業行政と言いますか、取り組みを図っていくということも出ております。

全体の研修計画とか農業委員会の研修ということについても、あと境港市でしたか、新たな農業委員会組織の改正ではこれが最終で、今後みな新たな委員会組織ということで、19市町村が足並みを揃えてということになるかと思っております。

内容を見ましても、琴浦町におきましては、200名以上の方が家族契約などを交わして農業認定者として取り組んでおられる。智頭町におきましては、3、4名の方が認定農業者ということですが、やはり組織作りといいいますか、連絡協議会というものを立ち上げ、全国の方にも向けて取り込んでいくという話も出て検討中だということでございます。

それから、農の雇用事業。これにつきましては、新たな農業従事ということで色々取り組んでおられるところですが、これにつきましても、それぞれ国の補助事業、担い手機構からの補助金といいいますか、そのものによって取り組んでいきたいということもあります。

それから、鳥取県の経理力の増支援といいいますか、この事業。これもまた、内容につきましては事務当局の方に資料がございますので、確認をしていた

だいたら結構ではなかろうかなと思っております。

お願いということでは農業者年金。国が半分ほどの助成をしながら60歳を過ぎますと農業者年金。国民年金プラスアルファと言うことで、老後の生活安定を図るのだということ、その取り組みの中で、昨年の鳥取県の新規加入が27名。その中で、一番多くやっておられるのが琴浦町の8名。智頭町におきましても担い手の方が次々とできかけております。課題としては国民年金の1万数千円を払い、尚且つ農業者年金の掛け金を払うということになりますれば、ある程度の所得安定というものを図っていかないと加入できないなという方々が非常に多いのではなかろうかなと思っておりますけれども、これにつきましても推進を図ってまいりたい、かように考えておるところであります。

それから、全国農業新聞。先般、情報大会が東京でありました。鳥取県におきましては、倉吉市の山脇会長が全国4位で、60数部の新規購読者を集められたと。一番多い方が、110部だったでしょうか。それから日南の方が何部数だけで、農業委員会が表彰されたとか。鳥取県においても、かなり上位の方で取り組んでおられる農業委員会もございます。そこで、智頭町におきましても、他の市町村では一人あたり5部という目標があるようなこともございますが、最低でも一人1部か2部は推進のお願いを申し上げたいなど、思っておるところあります。

尚、後ほど事務局からお話があるとは思いますが、先般の講習会で一つの農業図書が紹介されました。農業委員、農地最適化推進委員にはこの冊子を熟読していただき、農家の方の面談・相談に有効活用していただければと考えており、皆さんには後ほどご相談させていただく運びになろうと思っております。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

議長

それでは、総会に入ります。

日程第1、議事録署名委員の決定について。

智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

それでは、7番 國岡美保子委員、8番 池本英夫委員にお願いいたします。

それでは、日程第2、議案第1号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。

非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので議決を求めるものです。事務局より議案の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

これは、農地法第2条第1項に規定します、農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものでございます。番号1番ですが、南方字福地1169番。登記簿の地目が田んぼでございます。区域は農振の農用地域外で、面積が1,285㎡でございます。所有者の方が南方1169番地の〇〇〇〇さんで、非農地になった事由としましては、「昭和40年頃住居を建築し、現在に至る。」ということでございます。

位置の方でございますが、お配りしております位置図の1ページをご覧ください。場所は奈留集落。南方公民館の近くでございます。申請地として赤く塗っておりますけれども、この部分に、もう既に昭和40年頃から家が建っておるということでございます。2ページに切り図を付けておりますけれども、1,285㎡とかなり広いわけでありますが、この全体を宅地として利用しておられるということです。3ページには現況の写真を付けております。この農地につきましては、転用の事実行為から既に20年以上経過しておるものでありますので、申請を受理いたしました。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に関連して、智頭地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

7番

5月8日の午後から、〇〇さんにお会いしまして話を伺いました。〇〇さんは、父親の頃から家が建っていたので宅地になっていると思い、まさか農地のままだったとは思わず、慌てて申請するに至ったそうです。家が建ってから既に50年以上も経っており、仕方ないのかと思って話をしました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

14番

ここはいま、建て替えになっているところではないのか。

7番

これから建て替えをされるということで、未だです。立て替えしようと思ったところが、地目が変わってなかったなので、慌てて出されたみたいです。

議長

その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第2の議案第2号「農地の嵩上げ等事業の承認について」を議題とします。農地の嵩上げ等について、申請書を下記のとおり受理したので、承認を求めるものであります。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案書の2ページとなります。

これは、今の委員さんになってからの初めての農地嵩上げ事業の案件となります。農地を嵩上げた後も農地として利用する場合、その期間が3ヶ月未満に出来るものであれば、一時転用ではなく嵩上げ事業の承認ということで、許可を従前から出しているものでございます。

申請者は宇波331番地1の〇〇〇〇さんで、場所は宇波字大途口1122番、田んぼで2,198㎡です。ほ場整備してあるところではありますが、「現在の田は山からの下がり水で水はけが悪く、農作業に支障があり、嵩上げをして田面高を道路程度としたい」ということです。場所につきましては、位置図の4ページですが、宇波に上がる夏明集落の下手の道路沿いの田んぼでございます。5ページが切り図、7ページが現状の写真です。もともと水捌けが悪いところであり、嵩上げをして農地として利用するというところでございます。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に関連して、富沢地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 事務局からの説明がありましたように、ほ場整備をしてからかなり経つのですが、水捌けが悪いということです。宇波竹之下の林道から残土が発生するというので、それを活用して約1メートル50センチ嵩上げするものです。完成後は、水田として使用されることを確認しております。周囲の農地に配慮するので、問題ないことを報告します。

議長 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番 嵩上げというものは、農地法で許可が必要になるものなのか。

議長 農地法を厳密に適用すれば一時転用になりますが、生産性の高い農地にするために、良質な土で嵩上げをして農地として使用する場合に限り受理しております。

その他にご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり意見決定することにいたしました。

次に、日程第2 議案第3号「農業振興地域整備計画変更の意見決定について」を議題とします。智頭町長より農業振興地域計画変更の提出があったので、意見決定を求めるものです。

事務局に説明を求めます。

事務局長 今回、農振の意見決定でございますけれども、農地に携帯電波用の電波基地を設置する場合は、その事業者が、認定電気通信業者が転用主体であるときには、農地法の手続きは不要となりますので、この農振の手続きが終わりましたら、農地法の手続きが必要なしで工事にかかれることになろうかと思っております。

それでは、議案書3ページをご覧ください。

まず、1番です。申請者が西宇塚554番地の、故〇〇〇〇さん相続人の〇〇〇〇さんです。建築物等設置者は、広島市のKDDI株式会社広島エンジニアリングセンター長となります。場所ですけれども、西宇塚字岩ナメロ570番、畑で、面積が289㎡の内4㎡となります。

場所につきましては、位置図の8ページからになりますけれども、奥西集落の場所になります。9ページに切り図を付けておりますが、この中の一部に建てられるものでございます。

1番については以上でございます。

議長 ただいまの説明に関連して、那岐地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4 番

5月6日に、前川推進委員さんに同行いただきまして、地主で申請者であります〇〇〇〇さんにお目にかかろうとしたんですが、ご本人が体調不良のため、奥さんの〇〇さんに話を現場で聞いて参りました。審査基準に一つずつ当てはめ、先ず、農用地区外に代替えすべき土地はないかですが、これは智頭町が出しておられ、西宇塚地内では適地であろうということで、他は困難。多分地形的に見て、そうであろうと思いました。面積としては4㎡と小規模なので、農作業にも農地集積にも支障がないと判断しました。近くに水路がありますが、水路からは外れるため支障を及ぼすことはない。土地改良は必要ありません。場所的にも、集落にも説明がしてありまして、電波の入りが悪いので望んでおられるようでした。以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号の1番は原案とおり決定することにいたしました。

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局長

2番ですが、申請者が西谷355番地2の〇〇〇〇さんです。建築物等設置者は東京都港区のソフトバンク株式会社でございます。場所ですけれども、西谷字瀧谷口1138番、田んぼ、1,507㎡の内9㎡でございます。位置図ですけれども、10ページに申請地。白坪集落内の農地でございます。11ページに切り図。黄色で囲ったところの一部に建つ予定でございます。12ページの写真ですが、建ったらこうなるという合成写真となっております。以上でございます。

議 長

ただいまの説明に関連して、山郷地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番

総会通知が届いた翌日ですか、本人さんと話をさせていただきました。現地調査ですが、私の個人的な都合で出来ず、今朝になりましたが、西沖推進委員と本人さんの立ち会いのもと行いました。小川委員も言われましたが、

審査基準の6項目について照らし合わせ確認しました。9㎡とって、そんなに大きくない面積ですし、本人さんも身体の不調で耕作をされていません。昨年の調査段階でも、耕作する意向がないということで出ております。中間管理機構に、ということで多分申請が出ていると思います。そういうこともありますが、端っこの方に9㎡使われるということで、周りに支障がないという判断し、現地確認しました。

以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号の2番は原案とおり決定することにいたしました。

次に、日程第2 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。

なお、番号4について、藤原委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(藤原委員退席)

議 長

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局長

議案書4ページを説明いたします。利用権設定面積ですけれども、合計で3,328㎡となります。利用権を設定する者、地主が3名、受ける者、小作が3名でございます。期間は、すべて5年から10年の間となります。続きまして、5ページが明細となっております。

以上でございます。

議 長

これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局の説明について、発言の

ある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案とおり決定することにいたしました。

(藤原委員復席)

議長 次に、日程第2 議案第5号「地籍調査に伴う農地の地目認定について」を議題とします。地籍調査が3地区ありますが、地区ごとに全筆説明をさせていただき、皆さんのご審議いただくことでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

議長 異議なしと認め、地区ごとの一括説明、審議を行います。
それでは、議案第5号の番号1の説明を、事務局に求めます。

事務局長 それでは、議案書6ページ、番号1ですが、区域としましては大字芦津で、合計の筆数が22筆となります。現在、地籍調査課が地籍調査を行っておりますけれども、その結果を現況に合わせてということで、既に所有者の方の合意を得られた上での地目でございますけれども、農地でありますので、農業委員会の意見を求められるという今回の議案となりました。
芦津につきましては、22筆が7ページから10ページまでとなります。
以上でございます。

議長 ただいまの説明に関連して、山形地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2号 芦津地区22筆でございますけれども、現地調査といっても確認できるような状況のところではなく、もう山になったりしております。とりあえず現地調査しまして、不明な点等は地籍調査課に確認いたしました。その結果、地籍調査後の、この議案書にあります地目のとおりであることを報告いたします。
以上です。

議長 説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号の番号1について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第5号の番号1は原案とおり認定することにいたしました。

次に、議案第5号の番号2の説明を、事務局に求めます。

事務局長 続きます。番号2の真鹿野地区の103筆ということで、議案書の方は11ページから21ページまでの、合計103筆となります。
以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、那岐地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 本案件は、真鹿野地区内における地籍調査の結果として出された案でして、5月2日に役場の地籍調査課において、同課の職員の方と図面上での確認を行いました。更に、現地で、全部ではありませんよ、山林等は分かりませんので、原野・雑種地を一部確認し、申請の内容と相違ないことを確認しましたので報告いたします。
以上です。

議長 説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号の番号2について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 5 号の番号 2 は原案とおりに認定することにいたしました。

続いて、議案第 5 号の番号 3 の説明を、事務局に求めます。

事務局長 続きまして、番号 3 の西谷地区で、議案書の方は 2 2 ページから 5 4 ページまでの、合計 3 2 6 筆ということになります。

以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して、山郷地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1 4 番 5 月 7 日に、地籍調査課において現地の図面、また、写真等で確認させて頂きました。不明な点は現地調査を行いまして、議案書のとおりので目であったことを報告させていただきます。

以上です。

議 長 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 5 号の番号 3 について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 5 号の番号 3 は原案とおりに認定することにいたしました。

次に、議案第 6 号の「平成 2 9 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。平成 2 9 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を作成したので決議を求めるものです。事務局に説明を求めます。

事務局長 平成 2 9 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価は、議案書の 5 6 ページから付けております。これにつきましては、3 0 年度についてもそうですが、皆さんにご審議いただきまして、ホームページ上で公開し、意見を求めたところがございます。しかし、意見は全くございませんでしたので、今まで説明させていただいたとおりのものを、ホームページ上で公開さ

せていただくというものです。
以上です。

議 長 説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第6号は原案とおり決定することにいたしました。

次に、議案第7号の「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成したので決議を求めるものです。事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書の65ページから67ページをご覧ください。これにつきましても、先ほどの29年度と同様、意見がございませんでしたので、このままのものをホームページ上で公開すると合わせて、次の町報ですが、1ページ誌面をいただき、抜粋した内容を町民の皆様公開する予定でございます。
以上でございます。

議 長 説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第7号は原案とおり決定することにいたしました。

次に、日程第3 報告第1号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規

定による農地転用届について」であります。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届を受理したので報告するものです。

それでは、事務局より報告します。

事務局長

議案書68ページをご覧ください。1件でございます。申請者の方が、芦津172番地の、故〇〇〇〇さん相続人の〇〇〇〇さんです。場所は、芦津字畷1334番。畑の53㎡で、用途は農機具倉庫でございます。場所ですけれども、位置図の13ページに付けております。芦津集落内の農地でございます。14ページに図面、15ページに写真を付けております。写真の真ん中あたりが該当地で、建物というよりはビニールハウスのような物を設置し、中に農機具を保管される計画でございます。

以上、報告でございました。

議長

この案件は報告ですので、以上でございます。

それでは、以上をもちまして、智頭町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

(午後2時52分 閉会)

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

平成30年5月10日

智頭町農業委員会議長 小林 功

智頭町農業委員会委員 國岡 美保子

智頭町農業委員会委員 池本 英夫